

**12月  
定例会**  
11/30～12/19

# 鴻巣市手話言語条例制定 公の施設の指定管理者の指定



12月定例会は、11月30日から12月19日までの20日間の会期で開かれ、市長から提出された「鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例」など45件の議案について慎重審議し、すべての議案を原案のとおり同意・可決しました。最終日に、鴻巣市議会の文教福祉常任委員会が「鴻巣市手話言語条例」を上程し、可決しました。また、議員提出議案として3議案が上程され、そのうち2議案は原案のとおり可決しましたが、1議案は否決となりました。請願1件は、不採択となりました。

## 条例の制定

### 委員会提出議案第1号 鴻巣市手話言語条例

文教福祉常任委員会では、手話言語条例について、岡山県玉野市、近隣の桶川市、熊谷市を視察し、また、聴覚障がい者関係団体との意見交換会を行い、委員会から条例案を提出し、全会一致で可決しました。

条例の趣旨は次のとおりです。

手話は手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現をする言語です。ろう者は、意思や感情を伝える手段として、知識を蓄え、文化を創造するために、必要な言語として大切に育んできました。手話が言語として認められなかった歴史の中で、長い間ろう者は、様々な場面で不安を感じながら生活してきました。鴻巣市民憲章においては、「親切をつくし、助けあひ住みよいまちをつくりましよう。」と謳われています。この市民憲章の精神の下、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、地域で安心して暮らすことができるとともに共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

## 鴻巣市使用料等審議会 条例

この審議会の構成員は、また、審議する内容は、

審議内容は、行政経験者や税理士等の識見を有する者が4人、公募による市民が6人と考えています。また、審議内容は、市が諮問した使用料等の見直しに関し、減免規定等も含めた基本方針を審議します。

## 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例

機構改革をする理由は、

前回の機構改革は、平成27年度に実施しました。その後、鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略や第6次鴻巣市総合振興計画が策定され、人口減少という社会問題が広がってきた中で、総合振興計画に位置付けた施策を着実に実現するためです。

今回の機構改革で、スポーツ健康課を市長部局から教育委員会に戻す理由は、

前回の機構改革は、市全体の健康づくりというところに主眼を置いて、教育委員会から市長部局に移しましたが、一定の成果が出たと考え、今回、教育委員会に戻します。その理由は、

## 68施設の指定管理者を指定

鴻巣地域体育施設の指定管理者に、法人格のない団体も対象となるのか。

地方自治法の中で、指定管理者になり得る者は、法人その他の団体であることと規定されています。個人を指定することはできませんが、法人格を要件とするものではありません。

吹上地域体育施設で、台風時の堤外施設の撤去作業は誰が行ってきたのか。指定管理者が変わると、今後、誰が行うのか。

スポーツ健康課の職員と、指定管理者の職員が協力して今後も行つて予定です。

公園管理において、他地域の住民が特定非営利活動法人を設立し、指定管理者として公園の管理等を行いたいとの相談があった場合、指定管理は可能なのか。

公の施設として指定管理に指定する場合、長期的に公園全体を管理する必要性から、除草や樹木の剪定その他、公園施設の維持管理、遊具等の点検、簡易な修繕及びトイレの清掃等を含めて総合的な管理が可能な団体でなければなりません。



## 補正予算 31年度のさくらまつりを今年度で開催予定

さくらまつり3会場の開催日は、

鴻巣・川里会場は、3月31日の1日開催で予定しています。吹上会場は、3月30・31日の2日間を予定しています。この日程で商工会と調整が取れた段階で、市や商工会のホームページで周知します。なお、例年通り鴻巣会場については、新聞折込みでも周知をしたいと思います。